

タイにおける“トウモロコシ”生産地帯の成立

の 野 なか こう いち
 中 耕 一

- I 問題の設定
- II 生産地
- III 余剰労働力の流入
- IV 林野の開墾と土地の取得
- V 資本の供給とトラクターの普及
- VI 外部からのインパクトに対する農民の反応と仲介業者の役割
- VII 要約

I 問題の設定

1950年代後半以後のタイにおけるトウモロコシ生産の発展には目ざましいものがあった(註1)。このような急速な発展をもたらした要因としては、(1)海外、特に日本からの需要の急増、(2)需要の急増に敏感に反応する小農民の存在、(3)土地資源の存在、(4)豊富な労働力の存在、(5)農民、仲介業者による資本の供給、(6)政府の開発政策とアメリカの援助、(7)米作フロンティアの消滅、(8)トウモロコシ栽培の改良による生産性の向上、などがあげられている(註2)。

これらの要因が示すように、タイにおけるトウモロコシ生産の拡大は、小農輸出生産の拡大によってもたらされたものであった。運輸通信の改善、外国商社の介入という二つの初期要因によって、小農は余剰の家族労働力を用いて、後背地の森林を開墾し、トウモロコシを栽培しはじめた。この初期の段階では資本も必要とせず、ほとんどが自家金融で賄うことができた。農民は米作による自給自足農業を生活の基盤にしているので、トウモロ

コシの販売による現金収入は余分の消費物資の購入にあてられた。あとで述べるように外部から持ち込まれたこれらの消費物資が生産を刺激した。

しかし、外国からの急増する需要に対応してトウモロコシ生産を拡大しようとする、自給自足経済を営みながら他方でトウモロコシを生産するというこの方法を続行することはしだいに困難になってくる。まず第1の障害は、接近しやすい未利用の後背地がしだいに減少するというこゝにあらわれた。未利用地が遠くなればなるほど、自給自足経済を営みながら片手間に商品作物を栽培するということが困難になってくる。この段階において農民は自給自足経済を離れて商品作物の栽培に特化するかどうかの決意を下さなければならなかった。その判断の基準になるものは、一般にはトウモロコシ栽培が比較的安定した高い収益を保証するかどうかということと、家族内の余剰労働力が流出していくときに、生産を落とさずに維持できるだけの労働力をその家族内に残しうるかどうかということである。

肥沃な米作適地の減少によって、米作地帯の農家には、このような余剰の労働力が蓄積されていた。あとで述べるように、米作地には農業の不安定のために他地域へ移住したいという多数の農民も存在していた。また、トウモロコシ需要の増加は、トウモロコシの栽培に比較的安定した有利な収益を保証した(註3)。

しかし、トウモロコシの栽培適地に向かって大

量の労働力が流出し、広大なトウモロコシの生産地が形成されるためには、なおかつ広大な未利用の土地が開墾可能であったことや、仲介業者による資本の供給が必要であった。

このレポートはこのようなミントのいう小農輸出生産の第2の局面の形成(注4)に、土地、労働、資本という供給面の要因がどのような形をとって参加していったか、またそこで小農民と輸出需要を結びつけた仲介業者(主として華僑)の役割はどのようなものであったか、について報告する。

(注1) 最近10年間のトウモロコシの生産量と輸出量は次のとおりである。

年	作付面積(1000ライ)	生産量(1000トン)	輸出量(1000トン)
1955	347	67.5	68.0
1956	514	114.8	81.5
1957	606	136.8	64.3
1958	792	186.3	162.9
1959	1,249	317.2	236.8
1960	1,785	543.9	514.7
1961	1,916	589.3	567.2
1962	2,050	665.4	472.4
1963	2,612	857.7	744.0
1964	3,449	935.1	1,115.0
1965	3,605	1,021.3	804.4

(出所) Ministry of Agriculture, *Agricultural Statistics of Thailand 1965*.

(注2) 齊藤一夫「タイにおけるトウモロコシの生産と流通」(『アジア経済』, 1965年6月号), 30~32ページ。

農林省経済局『タイ・トウモロコシ調査報告書』(昭和41年4月), 77~99ページ。

(注3) トウモロコシと米栽培の粗収入、費用を同時点、同地域で比較することは困難である。1959年における代表的な地域のトウモロコシの収量と庭先価格をみると次のようになる。

地 域	収 量 (kg/ライ)	庭 先 価 格 (パート/トン)	粗 収 入 (パート/ライ)	現 金 支 出 (パート/ライ)	うち雇 用労賃
ロ ッ プ リ ー	378	714	270	181	(145.90)
ナ コ ン サ ワ ン	290	690	200	60.82	(42.03)
ビ ッ サ ノ ロ ッ ク	290	690	201	47.46	(33.91)
サ ラ ブ リ ー	342	744	254	125.63	(74.52)
ナ コ ン ラ ー チ ー マ	296	771	229	122.11	(95.99)

(出所) Chaiyong Chuchart, *Kānpħlīt lae kānīalāt thī kratopħānkħayāi kānplūk khāupħōt nai prathēthai*, 1963. ("Production and Marketing Problems Affecting the Expansion of Corn Growing in Thailand," *Kasetsart Univ. Economic Report*, Bangkok, 1962)

サラブリー、ロップリーなどトウモロコシ栽培に特

化している地域では収量は高くライ当たり300キログラムをこえている。価格は運賃を反映してナコンサワン、ピッサヌロークでは安くなっている。このためライ当たり粗収入はサラブリー、ロップリーでは254パート、270パートとピッサヌロークやナコンサワンの201パート、200パートを50~70パート上回っている。

一方、1956年における米作の粗収入は、次のとおりである。

地 域	価 格 (パート/トン)	粗 収 入 (パート/ライ)
ロ ッ プ リ ー	781	198
ナ コ ン サ ワ ン	676	171
サ ラ ブ リ ー	892	226
ベ ッ チ ャ プ ーン	565	124

(出所) Uthit Nāksawat, *Pħāwa nīsīn khong chāunā lae kān khākhāu nai pħāk klāng prathēthai* (タイ中部における農民負債と米取引), 1958.

全国平均の収量(253キログラム/ライ)を用いて計算すると、最も価格の高いサラブリーで226パートで、トウモロコシの254パートを若干下回っている。

次に費用のうち現金支出についてみると、サラブリー、ロップリー、ナコンラーチンマーなどトウモロコシに特化した地域では雇用労賃が高く、そのためこれらの地域では粗収入は高いにもかかわらず収益は逆に他の地域を下回っている。

米の費用についてはまとまったデータがないが、チャイヨン教授の中部米作地帯の調査(後出)では自作農でライ当たり58.48パートとなっている。これらの費用にはいずれも自家労賃が計算されていないが、もしこれを計算に入れると、米作では田植え、稲刈など時間のかかる作業ははいつてくるので、米作の費用はトウモロコシを上回ってくる。

ナコンサワンの農協では米とトウモロコシのライ当たり費用を次のように積算しているが、これがほぼ標準的な場合ではないかと思われる。

(単位: パート/ライ)

費 用	耕起	整地	種子	植付	管理	収穫	脱穀	計
トウモロコシ	20	20	4	16	20	20	10	110
米	20	20	10	32	20	30	—	132

トウモロコシの価格は1950~54年を100とすると、1959年には78まで下落しているの、トウモロコシ栽培の拡大の始まった初期には、トウモロコシ生産は米作にくらべていっそう有利であったということが出来る。

農民はトウモロコシを植えた理由を次のように述べている。

地	域	値段がい 良	土壌が適 している	近所が植 えたので	栽培し やすい
ロ	ッ	100	0	0	0
ナ	コ	53			47
ピ	ッ	72	7	21	0
サ	ラ	82	0	0	18
ナ	コ	46	38	16	0
平	均	69	12	10	9

(出所) Chaiyong Chuchart, *Kānphlit lae*.....

これからみても価格の良さが、トウモロコシ栽培に対する有効な刺激となったことがはっきりしてくる。

(注4) Hla Mynt, *Economics of Developing Countries*, 1964, chap. 3.

II 生産地

まず、トウモロコシの生産地がどの地域に広がっているかについてふれておきたい。

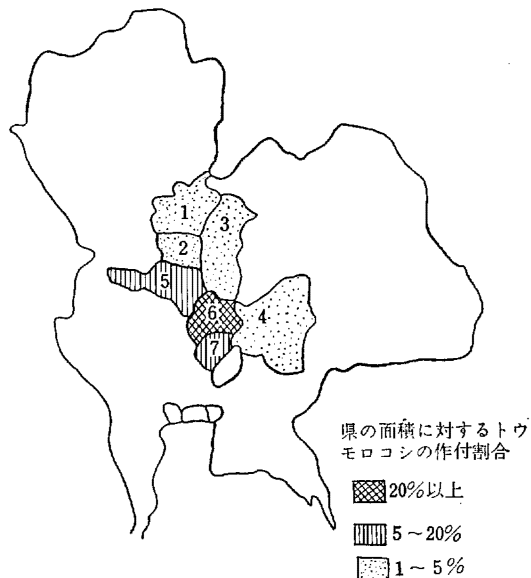
トウモロコシの主要な産地としては、ロップリー、ナコンサワン、サラブリー、ナコンラーチシーマーの各県があげられている。しかし、県という行政単位はかなりの広さを有するので県別統計を用いると実際の生産地の広がりとはかなりずれを生じてくる。そこで郡別統計によってそのずれをできるだけ修正する必要がある。

第1図は主要生産県の面積に対するトウモロコシの作付面積を県別統計によって作成したものであり、第2図は郡別統計によって同様の作業を行なったものである。両図を比較すると、トウモロコシの生産地は、これまで考えられていたよりも特定の地域により集中していることがわかる。

ナコンラーチシーマー県(別名コーラート)ではトウモロコシの栽培はパークチョン1郡に集中しており(県全体の86%を占める)郡面積に対する作付率は30%を越えている。1963年の農業用地率が46%なので、その時点で比較すればこれはパークチョン郡の全農地の7割近くがトウモロコシ畑であることを示している(註1)。

ロップリー県では生産はチャイバーダーン郡と

第1図 トウモロコシの作付率(1965年)
(県の総面積に対する作付面積)



(出所) *Census of Agriculture 1963*, その他より作成。

- (注) 1. ピッサヌローク県 1963年の統計
 2. ピチット県 1963年の統計
 3. ペッチャブーン県 1964年の統計
 4. コーラート県 } 1965年の統計
 5. ナコンサワン県 }
 6. ロップリー県 }
 7. サラブリー県 }

パッタナーニコムの2郡に集中している。パッタナーニコムではトウモロコシの作付率は95%に近く、ほとんど郡全体がトウモロコシ畑におおわれているとあってよい。チャイバーダーン郡では1963年の農用地率はわずか7%であったが、1965年のトウモロコシの作付率は31.5%に達しているので、63年から65年にかけて未利用地の開墾が急速に進行したことを示している。サラブリー県ではケンコーイ郡だけで県全体の7割近くを生産している。ナコンサワン県ではタークリーとパユハキーリーの2郡に生産が集中している。

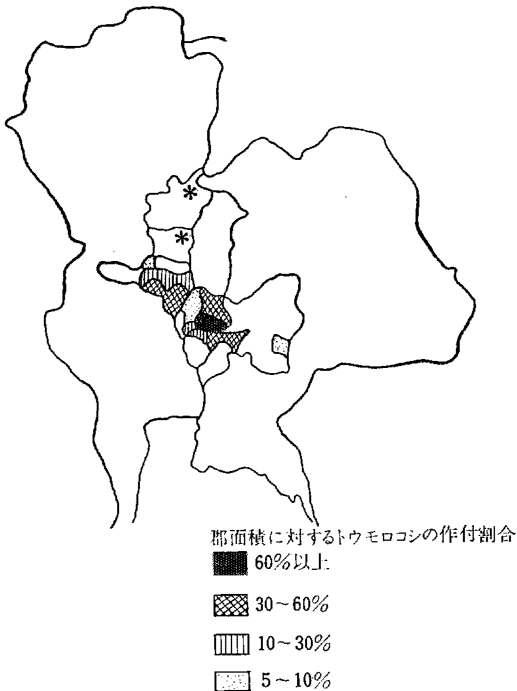
これら六つの郡の作付面積を合計すると、約188

第 1 表 主要生産地のトウモロコシの作付率等(1965年)

県名	郡名	面積 (1000ライ)	トウモロコシ作付面積 (県内シェア) (1000ライ)	郡面積に対する トウモロコシ作 付率(%)	農業用地率 (1963年) (%)	農用地に対す るトウモロコ シ作付率(%)
ナコンラーチシーマー	パークチョン	565	175 (86.4)	31	46	67.4
	パッタナーニコム	223	211 (22.3)	94.8	77	123
ロップリー	チャイバーダーン	1,855	584 (61.7)	31.5	7	450
サラブリー	ケンコーイー	764	241 (69.8)	31.6	29	109
ナコンサワン	タークリー	1,072	463 (48.1)	43.2	38	114
	パユハキーリー	469	208 (21.6)	44.5	45	98.9
計		4,948	1,884	38.1		

(出所) *Census of Agriculture 1963* および Department of Agriculture 調べ。

第 2 図 トウモロコシの作付率(1965~66年)
(郡の総面積に対する作付面積)



(出所) *Census of Agriculture 1963*, その他より作成。

(注) サラブリー, ロップリー, ナコンサワンの各県 1965年の統計
 ベッチャブーン県 1964年の統計
 ナコンラーチシーマー県 1966年の統計
 * データ入手できず。

万ライになるが、これは全国の作付面積のほぼ半分である。このように、トウモロコシの生産はメ

ナム左岸からコーラート高原に至るきわめて特定の地域に集中している(註2)。これらの各郡ではいずれも土地面積の3割から4割、所によってはほとんど全域がトウモロコシ畑になっており、農用地に対する比率もきわめて高い。このことはこれらの地域にトウモロコシの専業農家が成立していることを裏づけている。

(註1) 作付面積が1965年また66年の数字であるのに対し、農業用地率は63年の数字である。したがって農用地に対するトウモロコシの作付割合は特にこの3年間にトウモロコシ生産の進んだ郡ほど大きな数字を示している。

(註2) 以上のことからトウモロコシの立地条件に関して興味のある事実を、二指摘することができる。

まず、栽培地の広がり、メナム川左岸からコーラート高原の間にはさまれるゆるやかな傾斜地に限定され、すでに水田地帯としてかなり利用されているメナム川右岸およびコーラート高原にはほとんど伸びていかなかったという事実があげられる。

次に道路の果たした役割があげられる。当初、サラブリー-コーラート間のいわゆる Friendship Highway の整備とともにトウモロコシ栽培地はパークチョン郡に伸びていくが、パークチョン郡以东になると水田地帯が広がるため Highway がコーラート高原にのびていっても、トウモロコシは東北地方に伸びえなかった。これがナコンラーチシーマー県にトウモロコシ生産が伸び悩んだ理由である。その後、コークサムロンからチャイバーダーンを経てコーラートへのびる道路が整備されはじめると、Friendship Highway から離れた奥地(チャイバーダーン郡)の開墾が進み、生

産物はチャイバーダーン方面へ集められることになり、道路と栽培地の関係をみると、当初は道路建設がトウモロコシの生産を進めるきっかけとなったが、やがてトウモロコシの生産の発展が逆に道路建設をうながしていった感がある。

III 余剰労働力の流入

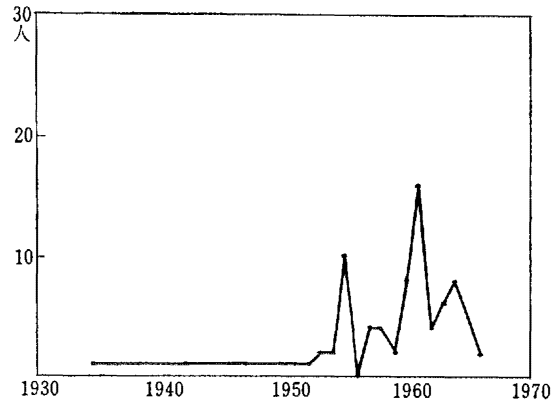
米作地からトウモロコシ生産地に人口の社会的移動があったことはトウモロコシ生産地の人口増が米作地の人口増をかなり上回っていることにより証明される(註1)。

しかし、どのような農民層がどのような動機をもってどの地方から流出していったかについてはこれまで全く不明であった。そこで、ペッチャブーン県において実施したトウモロコシ生産農民の実態調査によって、この問題を考える手がかりにしたい(註2)。

ペッチャブーン県は、タイ中央部のパーサク川流域に広がる地方で、古くから交通の不便なことで有名であった(註3)。この地方にトウモロコシ栽培が行なわれはじめたのは比較的新しい。1961年にはトウモロコシの作付面積はわずか1万3000ライにすぎないが、64年には16万ライに増加し、人口は32万人から37万6000人に増加した。われわれの調査はペッチャブーン県のノンパイ郡、ナーチャリエン、ゴントゥーン、パーンポートの3村81農家について行なった(註4)。

これら農家のこの地への移住は第3図にみられるように古くは1930年から始まっているが、その数はきわめてわずかであって、1950年までに3人しか流入していない。55年以後になるとしだいに増加しはじめるが、特に、1961年前後の流入がはげしい。約半数の41戸の農家は61年以後に流入したものである(註5)。

第3図 流入状況



(出所) ペッチャブーン県の調査より。

聞き取りによると、この県には広く全国にまたがる50県以上の地方から農民が流入しているとのことであったが、われわれの調査もまたかなり広範囲な地方からの移住を示している。その内訳をみると、ピット、ルーイ、ロップリー、チャヤブームなど隣接県が最も多く、全体のほぼ半数を占めている。そして、県内移動が20戸とこれに次いでいる。そのほか、スンプリー、サラブリー(註6)をはじめとして、ガンバンペット、ロイエット、プレー、アユッタヤー、ピッサヌローク、などの諸県から流入しており、遠くはラオスからという農家も1戸みられた。

これら81戸のうち流出以前から農業を行っていたものは64戸であるが、そのうち、米作専業農

第2表 流出県の内訳

県	内	移	動	20
隣	接	県	ピ	20
			ル	14
			ロ	2
			チャ	1
そ	の	他	ス	9
			サ	4
			ソ	11
計				81

(出所) ペッチャブーン県の調査より。

家は48戸，畑作専業農家が3戸，残りは両方を行っていた。

かれらの流出前の土地所有状況を示したものが第3表～第5表である。

第3表 土地所有形態別分類

自作農の	53
小作農の	4
自作農の	2
自小作農の	22
計	81

(出所) ペッチャブーン県の調査より。

第4表 土地のないものの内訳

事居人他	10
従同	7
業親	1
商親	4
計	22

(出所) ペッチャブーン県の調査より。

第5表 自作農の土地所有規模による分類

面積(ライ)	戸数(戸)	比率(%)	中部5県の 場合 (%)*
0～19	15	28.3	18
20～39	19	35.9	40
40～59	9	17.0	22
60～79	3	5.7	9
80～99	3	5.7	4
100以上	4	7.5	7
計	81	100	100

(出所) ペッチャブーン県の調査より。

* Ministry of National Development, *Khuām samphan rawāng kånthiēkhong thidin kap phāwa kånphlit khong chāunā nai hā canwat phākkāng* (中部5県における生産と土地所有の関係), 1964.

第3表によると，81戸中53戸が自作農であり，小作農や自小作農は，わずか6戸を数えるのみである。土地なしと答えたものが22戸あるが，これは第4表に示すように，両親と同居していたもの7戸，商売を営んでいたもの10戸を含むからである。

これら53戸の自作農を土地所有面積規模別にみたものが第5表であるが，これによると，20～39ライのものが最も多く，約8割の農家は80ライ以下のものである。これを中部米作農民のものと比較してみると(注7)土地所有面積の少ない農家がわずかに多いということがいえる。

第6表 移住の理由

大地他	40
独たた	23
のりりる	15
らややすの	2
かががを	8
親作業売	8
両畑農商そ	10
計	3
	12
計	81

(出所) ペッチャブーン県の調査より。

移住の理由はさまざまであるが，これを取りまとめたものが第6表である。これによると，それまでの土地所有面積が小さいとか土地の質が悪いなどの理由によって新しい土地を求めてきたものが40戸で，ほぼ半数を占めている。そのほか，おもなものをひろってみると，両親と分かれて独立するために移住してきたものが8戸，これまで米作をやっていたが畑作が有利であると判断してきたもの8戸，これまで商売をやっていたり，学校の先生や役人であって農業とは直接関係していなかったものが10戸，その他12戸である(注8)。

最後に，かれらの家族構成についてふれておこう。家族数の最も多い家で12人，平均6.4人である。

第7表 世帯主の年齢構成

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
世帯数	9	26	35	9	2
比率(%)	11.1	32.1	43.3	11.1	2.6
中部5県の 場合 (%)*	3	23	24	30	20

(出所) ペッチャブーン県の調査より。

* 第5表と同じ。

った。家族の年齢構成をみると高年齢層の少ないことが目だつが、このことは世帯主の年齢構成をみることによりはっきりする(注9)。第7表からトウモロコシ農民は30~40代が全体の75%を占め中心となっていることがわかる。一方中央メナムデルタ地帯の米作農民は40代24%、50代30%、60代20%とトウモロコシ農民より高年齢層に片よっている(注10)。さらにこれらのトウモロコシ地帯では、じいさん、ばあさんのいない核家族から構成されている農家が多い。この事実は米作地帯、あるいはその他の地帯から新しい土地を求めて余剰労働力が流出していく際に、やはり若手の労働力がその中心になったことを物語っている(注11)。

以上述べてきたことから、トウモロコシ地帯に流入する労働力の特徴を次のように要約することができる。

- (1) 非常に広範囲な地域からの流入がみられるが、とりわけ隣接地域からの流入が多い。
- (2) 一般に若手の労働力が流出する。両親から離れて独立するために土地を求める場合もみられるが、一家あげての移住もかなりみられる。一般にタイでは農家一家あげての移住が激しいことが一つの特徴になっている。これはかれらの性格によるところもあるが、基本的には農業の不安定性を示している(注12)。

(3) 移住してトウモロコシを栽培しはじめた人々の中には商人の数が相当含まれている。かれらはこれまでのタイの農民とは異なりかなりの資金力を有し、それを利用して大土地を確保する一方、雇用労働者を入れてトウモロコシの栽培を行なうことができた。トウモロコシの栽培技術がきわめて簡単であるという事実がかれらの流入を促進した。この数年におけるトウモロコシ生産の急速な発展はかれらの資本が参加することによってはじ

めて可能であった。この点については、あとでもう一度ふれたい。

(注1) 農林省経済局、81ページ。

(注2) 調査は1966年3月に行なった。

(注3) 太平洋戦争末期に時の首相ビブン・ソックラムが遷都を試みたところとして有名。

(注4) これら3村の農家戸数と調査農家戸数は次のとおり。

	農家戸数	調査農家戸数
ナーチャリエン	3,670	52
ゴントゥーン	2,404	8
バーンポート	4,686	21
計	10,760	81

あとでふれるように流入農民には無断居住者(squatter)が多いので、われわれの調査はこの村に定着したかなり上層の農家しかとらえていない。

(注5) Ministry of Interior, *Raigān kitkan pracampi canwat phetchabūn 1964* (ベッチャブーン県年報1964年)によると、「この地域への農民の流入は4年前」に始まっている。

(注6) 一般に新しい土地を切り開く場合にかれらはなるべく接近しやすい地域に土地を求めてゆく。同郷の者や親類縁者がすでに開墾を始めて定住しているときは、見知らぬ土地での心理的、経済的不安が少ないのでその地への移住が促進される。そのため、特定地域の出身者が一つの村へ集まる傾向がみられる。

(注7) Ministry of National Development, *Khuām samphan rawāng kānthōkhrong thidin kap phawa kānphlit khong chāunā nai hā canwat phakklang* (中部5県における生産と土地所有の関係), 1964.

(注8) その他の理由としては次のようなものがある。水害で水田がだめになる。悪人が多かった。商売で行ったりきたりするうちになんとなく。

(注9) 年齢別男女数は次のとおり。

		年 齢 構 成							
年齢		0~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~
男	100	63	30	31	32	9	1	1	
女	80	73	26	39	18	8	0	2	
計	180	136	56	70	50	17	1	3	

(注10) 前掲 Chaiyong 教授の報告書によって世帯主の年齢構成と土地所有の関係をみると、自小作農や小作農のほうが自作農よりも若年層が多い。これは高

年齢層になるにつれて、資金を蓄積し小作や自作農から自作農へとステータスを上げる機会が多くなるからであると説明されている。

(注11) 家族内から若手労働者が流出していく場合の必要条件は、その者が流出していったあと残された者たちが家族の生計を維持するだけの労働力を有しているかどうかである。土地の生産性の低いところではこのような形で成年男女が流出していき、最後に末子が土地と家屋を引き継ぐという、末子相続がみられるが、土地の生産性の高いところ、あるいは高める可能性のあるところではかれらは必ずしも流出していかない。そこでその土地を分割して相続していくという形がとられる。その結果、土地は細分化されていく。東北タイは土地の生産性が低く、中央平野や都市への労働力の供給源とされているが、その東北タイでも非常に土地条件が良く均分相続によって、1戸当たりの土地所有面積が4～5ライに細分化されている村がある。たとえばウボン近郊のバーン・チャートアン村。

実際にはこの両者が混在している場合が多く、はっきりと区別することはむずかしい。

(注12) タイ農村内部における農民の移動はきわめて激しい。農村内部のみならず、都市の労働者の移動も激しい。

この理由の一つは、かれらのものの考え方に求められる。かれらの行動原理は“yū dī kin dī”と“sabāi”という二つのことばに集約できる。“yū”は「ある、居る、住む、生きる」「kin」は「食べる」「dī」は「良い」をあらわすことばで、“yū dī kin dī”は「楽な生活、豊かな生活、良い生活」を意味し“sabāi”は「心身ともに快適」なことを意味する。かれらはこれらの両者を求めて直ちに行動する。“yū dī kin dī”がなければ“sabāi”であるはずはないが、たとえ物質的欲求が満たされていても、叱責を受けたり、自尊心を傷つけられたりすれば“sabāi”とはいいいがたい。

農村生活は“sabāi”であっても“yū dī kin dī”はなく、都市の生活は“yū dī kin dī”であって“sabāi”でないことが多い。

農村における農民の激しい移動は“yū dī kin dī”の条件が求められないことであり、そのことは低い生産性、不順な天候に左右されるタイ農業の不安定性を物語っている。前掲の Chaiyong 教授の調査によると、中部農村では、自作農でも20ライ以下の層は約56%が他地域へ移住したいとの希望を持っている。

チェンマイ県サンサーイ郡とスコークタイ県サワンカローク郡にある土地協同組合は、いずれも入植者に土地の分配をする目的でほとんど同時期（サンサーイ1937年、サワンカローク1940年）に設立された組合であるが、サンサーイの協同組合では設立以来入植者が定着してほとんど交代していないのに対し、サワンカローク農協では設立以来この25年間に入植者の流入流出が相ついでいる。これは前者には灌漑が完備しているのに対し、後者にはこれがなく生産が不安定なためである。この調査については次の機会に報告したい。

Kasetsart University, *Raigān phonkānvichai rwaṅ phāwa kānphlit khong kasikon nai sahakonnikomkasikon amphū sawankhalōk canwat Sukhōthai* (スコークタイ県サワンカローク郡入植地組合の生産状況に関する調査報告書), 1962.

Kasetsart University, *Raigān phonkānvichai rwaṅ phāwa kānphlit khong kasikon nai sahakonnikomkasikon amphū sansāi canwat chiengmai* (チェンマイ県サンサーイ郡入植地組合の生産状況に関する調査報告書), 1962.

IV 林野の開墾と土地の取得

メナム川左岸からコーラート高原に至るゆるやかな傾斜地には広大なトゥモロコシ地帯が広がっているが、これらの土地に流入していった人々はどのようにして土地を開墾し取得していったのであろうか。

かれらがそこに流入していったときはほとんどがまだ未利用の原野であった。この初期の段階に



ナーチャリエン村付近の焼畑

おける土地の開墾とトウモロコシの栽培状況は次のようなものであった。

無一物でこの地へ流れ込んだ者は鎌や鉞でブッシュを切り開き、大木は幹に傷をつけて立ち枯らしたあと火を放った。トウモロコシの栽培ができるだけの広さができるまで残っている木の株はそのままにして棒で穴をあけ、種を蒔いて歩いた。これまで利用されたことのない土地は肥沃であり、最初の1～2年は土を起こさなくてもかなりの収量をあげることができた。木の株がほうぼうに残っており、耕すということはほとんど不可能に近かった。かれらは暇を見つけてはこれらの株を掘り起こし、たいいてい場合は火をつけて焼いた(注1)。こうして数年たつうちに林野は徐々に畑地に変わっていったが、耕起は容易ではなく、農家の土地利用面積は、非常に限られたものであった。しかし、トウモロコシ栽培に目をつけた多くの人人が流入しはじめると富農層や商人によってトラクターが持ち込まれた。やがて賃耕が一般的な形態になると(注2)農家の土地利用面積は拡大し、大土地を所有する層も現われはじめる。

われわれの調査農家の流入後の土地所有状況を見ると、自作農43戸、耕作地主19戸、小作農6戸、自小作農13戸であるが、自作農や耕作地主は第8表にみられるように、いずれも土地の所有規模を拡大している。かれらは開墾のみならず購入によっても土地を集積しはじめている(注3)。現在、土地の所有制限は行なわれていないので、このような新規開墾地では大土地所有者が出現する可能性をはらんでいる(注4)。

ところで流入した人々が開墾を進めていったこれら未利用の林野はすべて国有地であった(注5)。未利用の林野を開墾しようとする農民は一定の手続きをふむことによって土地の権利を得ることが

第8表 自作農、耕作地主の所有規模別分類(単位:戸数)

所有規模(ライ)	自作農	耕作地主
0～19	6	0
20～39	6	0
40～59	7	5
60～79	5	2
80～89	4	1
100～149	8	1
150～199	4	1
200～249	2	5
250～299	0	2
300～399	1	1
400以上	0	1
	43	19

(出所) ペッチャブーン県の調査より。

できたが(注6)、トウモロコシ地帯に殺到した人々は役場から許可を受けて土地を開墾することは少なく、ほとんどが無断居住者(squatter)であった。権利を確定するまでにはかなりの費用と時間を必要としたし、未利用地に余裕があるかぎり人々は争って土地の権利を確定することもなかった。係官の人数や予算も少ないので、たとえ人々が許可を求めたとしても、全部に応じきれたかどうかは疑問である。

ペッチャブーン県では第9表に示すように1960年から64年までの5年間に地券の交付された件数は1265件、土地面積でわずかに7938ライにすぎない。

林野の開墾は大部分が人々の自由な意志によって進められていったが、所によっては政府が道路や学校など公共施設を作り、入植者を募集して土

第9表 ペッチャブーン県の地券交付件数および面積

	件数(件)	面積(ライ)
1960	434	1,431
1961	60	245
1962	439	3,168
1963	171	1,995
1964	161	1,097
計	1,265	7,938

(出所) Ministry of Interior, *Rāigān kītkān pracampī canwat phetchabūn* (ペッチャブーン県年報), 1962, 1963, 1964.

の分配を行なうこともあった(注7)。この入植地ことをニコムと呼んでいるが、ニコム方式による土地の開墾は国民の自発的意志による開墾にくべると、それほど大きくない。

第10表は1956~65年の土地の分配を官庁の管轄とに整理した数字である(注8)。これによると、民の自発的意志による小規模土地の先占有者が約0万ライと最も多く、福祉局の入植地が143万ラとこれに次いでいる。

ニコム方式による土地の開墾は協同組合管轄のものを合わせると158万ライであるが、この土地部にトウモロコシが栽培されたわけではない。祉局のニコムにおけるトウモロコシの栽培面積62年は44万5000ライであるが、66年には51万ラとそれほど大きな伸びは示していない。この数

第10表 土地の分配

担当官庁	制度名	面積 (1000ライ)
務省土地局	Fringe Settlement ⁽¹⁾	3,197 ⁽²⁾
福祉局	Self Help Settlement	1,433
発省土地協同組合局	Land Hire-Purchase Land Settlement Tenants	43 146 14
計		4,833

(出所) Adul Niyomvipt, "Land for the Landless and Tenants," 1966.

(注) (1)土地法による小規模土地分配をさす。詳しくは(注6)参照。
(2)土地局資料により多少修正した。

第11表 ニコムにおけるトウモロコシの作付面積
(1962~66) (単位: 1000ライ)

	全農用地	トウモロコシ 作付面積
1962	746	445.4
1963	807	462.3
1964	832	470.1
1965	881	491.0
1966	913	510.6

(出所) Ministry of Interior, *Raigān phongān kāunā nai kan damwāngān nikom san ton ēng* (自立入植地の発展), 1966.

字から判断すると、トウモロコシ栽培は拡大の初期の段階にはニコムを中心として広がっていったが、61年以後の後半には無断居住者による開墾によって進められていったといえることができる。

トウモロコシ栽培地の開墾は占有者のいない広大な未利用地が国有地として残されていたこと、そしてだれもが立入り利用できるような制度があったことによって急速に進められていくことが可能であったと結論を下すことができよう。

(注1) トウモロコシ地帯の最先端ではいまなおこのような状態が展開されている(32ページ写真参照)。

(注2) Uthit Naksawat, *Raigān phonvichai kaphlit khāuphōt khong kasikon nai tambon thapkuāng canwat Saraburi* (サラブリー県タップクアン村のトウモロコシ生産に関する調査報告書), 1962*

トウモロコシが鎌や鋏などきわめてプリミティブな農業用具を用いた栽培から、いっきよにトラクターを使用する農業に進んでいったことを示すものとしてトウモロコシ地帯における農家の農業用具と家畜頭数を示す数字があげられよう。

農業用具種類 1当たり所有個数	鋤	まぐわ	鋸	鎌
	0.22	0.31	3.28	2.83

家畜種類 1戸当たり飼育頭数	牛	水牛	馬	豚	ニワトリ	アヒル
	0.25	0.09	0.02	0.11	4.89	0.18

これによると、鋤やまぐわは1戸当たりわずか0.22, 0.31個で3~4軒に1個しかない。また、牛や水牛の飼育頭数もきわめてわずかである。このことはこれまでタイの米作農民をみてきた人には全く“信じがたい”事態である。

(注3) 土地の購入価格は土地の立地条件、肥沃度のほか、林野の開墾の程度によって大きく異なってくる。われわれの調査ではライ当たり5~6パーツから1000パーツまでの幅がみられたが、50~100パーツが最も多かった。これはまだほとんど林野のままの状態である。

(注4) 土地法(1954年)第34条は農業用地の所有限度を50ライと定めているが、革命団布告49号(1959年1月13日)は、この制限は“不適當であり、農業、工業、商業の発展を阻害する要因であって、國家の經濟に害を及ぼすもの”として廃止した。

(注5) タイの土地法によると、所有権の取得され

ていない土地は国家のものとみなされている（土地法第2条）。これは土地は国王のものであり、国民が生活するために土地を必要とするかぎりは土地の利用を認めるといふ、古くからの考え方を明記した条項である。この土地の耕作主義をつらぬくと、未利用地への農民の立入りは自由に認め、また、土地の利用を行なっているかぎりは土地に対する権利を認めるが、土地の利用をやめてこれを放置すれば土地に対する権利を認めない、すなわち、土地はふたたび国家のものに戻すということになる。土地法第6条は地券のある土地で5年、地券のない土地で3年、引き続き土地を利用しないときは土地の権利を失い、土地は国家のものに戻ると規定している（放棄地）。

現在、国有地として次の3種類の土地が規定されている（民法、1304条）。

- (1) 未利用地、放棄地、返還地。
- (2) 国民の共同利用地、たとえば海浜、水路、国道など。
- (3) 特に国家の利益のために使用される土地、たとえば城塞、兵舎など。

（注6）土地法はこれら国有地のうち（注5）の(1)の範疇に属すものを（山や保護地を除き）国民に利用（開墾）させて土地の権利を確定する手続きを述べたものであるが、これによると土地の国民への分配は、(イ)政府の係官が国民に土地を分配する場合（27条～29条）と(ロ)国民の自由意志により先占有（チャプチョン）させる場合（33条）の二通りが規定されている。

(イ) 政府の係官による土地の分配は1000ライ以上の比較的まとまった広さの土地を分配地として定め、希望者を募って選考し入植者を定める。

(ロ) 国民の自由意志による先占有は、政府が分配地とすることをまだ公示していない土地か、分配地に定められていても面積が小さくばらばらに分散している土地、または1000ライ以下の土地に対して認められる。

これらの土地に対する権利は、次のようにして定まる。

(イ)の場合、土地を分配したとき郡長は先占有証書を交付する。この証書の所有者は6カ月以内に土地利用を開始し、3年以内に利用を完了しなければならない。土地利用が完了すると、その者は地券の交付を受ける権利を有する（30条）。地券の交付を受けて5年間は、この土地は譲渡できない。しかし、公共施設、その他の援助を政府から受けていない場合は譲渡できる（31

条）。

(ロ)の場合、先占有を行ないたい希望があるときは郡長に所定の方式によって願書を出す。係官は測量、審査を行なった後公示し、異議申立てがない場合は先占有証書を交付する。先占有証書を受けたものは(イ)の場合と同様6カ月以内に土地利用を開始しなければならないが、利用を完了すると郡長から土地利用済みの証明を申請する権利を有する。そして、この証明書によって地券の交付を受けることができる。

さて、以上述べたように先占有証書はこれを受けた者が一定期間内に立入り利用を行なうことを認める許可書であり、その期間内は第三者が立入り利用することを防ぐ権利を有している。たとえその者が利用しなくてもその期間内は第三者の土地利用をさまたげている。先占有と占有は全く別個のものである。先占有は他人よりも占有をするのに有利な機会が与えられている。換言すれば他人が占有権を行使するのを禁止するという権利である。

（注7）土地法による土地の分配のほかに、特別の法律による土地の分配がある。その一つに「生活のための土地分配法B. E. 2485」があり、ニコム設立の法的根拠となっている。そして、内務省福祉局はこの法律にもとづき自立入植地（Self-help Settlement）を、土地協同組合局は入植地協同組合（Land Settlement Cooperatives）を設立している。土地分配の方法は土地法に規定されるものと大差はないが、土地の権利を取得する条件として政府からの資金援助や長期借入金の返済が加わっている。入植地協同組合では、組合員の責任は無限連帯責任となっているため、組合員の土地に対する権利の取得はきわめて困難になっている。これまで組合員が所有権を獲得した組合は、サムットプラカーン県のコークカーム組合のわずか1組合である。Pantum Thisayamondol, *Ēkasānsuanbukon nai laksana vichā setasāt vipathanākān khong sahakon nai prathētthai*（タイ国における農業協同組合の発展）、1966。

（注8）1956～65年の10年間にタイ国の全農作物の作付面積は約1400万ライ（うち畑作面積は1130ライ）増加している。このうち政府が認めた開墾面積は第10表に示すように約500万ライである。残りの約900万ライは無断居住者による開墾地とみなすことができる。

V 資本の供給とトラクターの普及

小農輸出生産の初期の段階では生産はほとんど自家金融によってまかなわれていた。特にジャングルを切り開いてトウモロコシを栽培するときは鉋、鎌、鋏、マッチ、それに種子さえあれば一定期間後にかなりの収穫をあげることができ、必要な資金はわずかであった。販売までの生活資金も他方に自給自足部門を持つ初期の段階ではほとんど問題にならなかった。しかし、自給自足部門から足を抜いてトウモロコシ生産に特化しはじめると、これまでのように自家金融によってすべてをまかなうことがむずかしくなり、外部からの融資を受けなければならなくなる。実際には流入する農民の階層に応じて資本の調達にはいろいろな形態が生まれてくる。

まず、土地を失い無一物になって畑作地帯に流れ込んできた者、あるいはわずかな貯えをもってやってきた者は適当な土地を見つけて開墾を始めるが、かれらは生活資金や生産資材のいずれも親類や知人や仲介業者などから借り入れてやっていかなければならなかった。また、他人の農場で賃労働者として働くことなどによって現金収入を得ることもあった。

一方、商人や多少とも蓄積して未開墾地にやってきた者は自ら開墾も行なったが、雇用労働力を入れて開墾を進めたり、他人の開墾した土地を購入したりして第1のグループに対する資金の供給者となった。

第1のグループは自らの土地を得てやがては独立して生産を続けていくことのできる層へ上昇する者もあったが、天候などが幸いせず^(註1)土地を売り払ったり^(註2)あるいは取り上げられたりしてさらに奥地へと移動してゆく者もあった。

トウモロコシ生産が普及するにつれて、第2のグループはトラクターを購入するが、これは農村経済に実にさまざまな影響を与えた。

まず、トラクターの所有者層は、未利用の林野を開墾して土地を拡大集積していくことが可能になった。

賃耕や賃脱穀が一般的になってくると、農民たちはこれを利用してことによってトウモロコシの栽培面積を拡大することができるようになった。特に耕起は降雨を待って一度に行なう必要があったので高い賃耕料金を支払っても作付面積を拡大することの利点のほうが大きかった^(註3)。

また、トラクターの導入は深耕を可能にしてトウモロコシの収量を上昇かつ安定させた。

賃脱穀の普及によって農家は庭先で完全な輸出農産物（水分の問題を除けば）を得ることができたが、これはあとで述べるように農家を輸出価格に敏感にならしめた。

一方、賃耕の普及はトウモロコシ栽培における現金支出を増大させかつ固定化していった。一度トラクターによって賃耕を受ければ、それ以後はやめることはできなかった。トラクターのつごうがつかなければ、その年はトウモロコシの栽培は行なわなかった。賃耕によって生まれた労働力の余裕も全く利用されないままであった。

そして何よりも重大なことは、トラクターの導入により土地の収奪が急速に進みはじめたことであった^(註4)。トラクターの導入は家畜を追放したが、これによって畑地への有機物の還元は全くななくなってしまった。

トラクターの修理工場や脱穀機の製造工場など農業以外の部門に与えた影響も大きかった。

このようにトラクターの導入はいろいろな方面に影響を与えたが、これらのトラクターはすでに

第12表 トラクター所有者と職業の関係

土地所有面積(ライ)		0	1~99	100~199	200~299	300~399	400~499	500~999	1000以上	計
		2	2	5	2	1	1	2	2	17
職業別	賃 耕 業	1								1
	農 業		2	5				2		9
	米 穀 商	1		1						2
	雑 貨 商				2			2	2	6
	果 樹 園 経 営					2			1	3
別	建 設 材 料 販 売 役 人				1					1
計 (台数)		2	2	6	3	2	1	4	3	23

(出所) ペッチャブーン県ノンパイ郡およびピッチェンブリー郡での調査より。

述べたようにいずれも 富農や商人によって持ち込まれたものである。

第12表は ペッチャブーン県ノンパイ郡とピッチェンブリー郡におけるトラクターの所有者(17戸, 23台)とその職業の関係について調べたものである(注5)。

これによると、農業以外の職業では大規模な土地を所有している者が多い。かれらは町に店舗を持って商売するかたわら、自らもトウモロコシの栽培を行ないかつ賃耕も行なっている(注6)。普通の農民でトラクターを所有する者は150ライ以上の土地所有者が多い。土地所有面積ゼロという完全な賃耕業者も現われている。

以上述べてきたように、トウモロコシ生産の拡大発展は仲介業者などから融資を受ける小農民によってのみもたらされたのではなく、資金の供給者たる富農層や商人たちが生産面へ投資したり、自らも生産に従事するということによってはじめて可能であった。これが輸出生産をかくも急テンポで発展させていった主要な要因の一つであり、19世紀後半から20世紀にかけての米作の発展の場合との大きな差がここにみられる。

(注1) 他の農作物と同様トウモロコシの生産は全く天候しだいである。特に作付時期、収穫時期の降雨の不順はその年の生産を全くだめにしてしまう。

(注2) 無断居住者の場合、土地に対する権利は認められないので法律上は売買ということは考えられないが、実際には行なわれている。

(注3) 賃耕料金はトラクターの需給(耕起は降雨を待って行なわれるのでトラクターの需要は時期・場所によって大いに異なる)と土地条件によって決まる。特に新規開墾地では木の切株やブッシュのために、開墾、耕起の能率が悪く、トラクターの破損も激しい。そのような土地では賃耕料金も当然高くなる。したがってトラクターの導入された初期の段階では賃耕料金は高い。

ウティット教授によると1961年、サラブリー、タックブアーン村付近の賃耕料金はライ当たり70~80パーセントと報告されているが、65年ごろになるとサラブリー、ロップリー付近ではライ当たり30パーセント程度(水田ではそれより2~3割下回る)にまで下落する。

Kaufman 教授の中央部バンチャン村の調査(Bank uad, *A Community Study in Thailand*)によると54年当時、水牛を用いての賃耕料金がライ当たり60パーセントであるから、トラクターの賃耕料金はそれほど高くない。現在でも水牛による賃耕料金はトラクターのそれを上回っている。

(注4) 土地の肥沃度が落ちてきたことはトラクターの賃耕状況にも現われている。ロップリー県ターシー付近では以前は7枚の disk plough が用いら

ていたが、現在は4枚に減らして深耕するか、トラクターの2回がけが一般化している。そのためトラクターの台数が増えたにもかかわらず、賃耕料金はライダあたり25パーセント程度より下がろうとしない。

(注5) この23台中現金による購入は8台、月賦によるもの15台である。現金による8台中7台は商人によって購入されたものである。

月賦による販売条件は普通価格の30~40%を頭金として支払い、残金は15~18カ月の月賦となっている。こまかい条件は購入者の経済状態とにらみ合わせて決められる。

(注6) この場合運転者も雇う。

VI 外部からのインパクトに対する農民の反応と仲介業者の役割

これまで、土地、労働、資本という生産要素の面から輸出生産の拡大をみてきた。次に供給面と需要面をつなぐ要因として外部からの刺激に対する農民の反応のしかたと仲介業者の役割についてふれておきたい。

運輸通信の改善、特に道路網が発達してくると農民はこれまでみたことのない新奇な商品(輸入工業品)に欲望を刺激されはじめ、これが輸出生産の拡大を助長する主要な原動力とされた。しかし、生産したものをほとんど消費するという自給自足の農村では、農民の貨幣所得はきわめて少なくこの商品に対する欲望が直ちに有効需要とはなりえない。また、その商品を購入するために生産を拡大し余剰生産物を販売して所得を上げということも少なかった。その欲望を直ちに購買力に結びつけたのは仲介業者によるファイナンスであり、農民の生産一消費に対する行動様式であった。輸出需要が強まると、仲介業者は新奇商品を提供しその資金の回収のために農民に生産を行なわせたのである。農民も生産に先だって消費することを好んだ。仲介業者は資金の回収の見込みがあるか

ぎり融資(生活用品、生産資材を含めて)したが、その融資の原則は、あくまで短期(少なくとも1年以内)高利であった。価格の下落や凶作また農民の逃散などの不安がつきまとうために個々の農民の経済状態を熟知する必要があった(注1)。場合によっては農民を監視するための人を雇った。また、農産物の売渡代金の一部を預かることもした。かくて、仲介業者は輸入工業製品の供給者や輸出農産品の買付者としてだけでなく、農民に対する融資や預貯金をあつかう銀行の役割も果たしながら農村経済の中に根をおろしていった。このことは、生産一消費という正常な型から、消費一生産という逆転した型が農村経済において一般的になることであった(注2)。

消費が生産に先行していくということは農村内部に信用が膨張していくことである。このような状態においては、商品作物の価格の下落と天候不順による凶作が農民に決定的なダメージを与えることになる。それが短期的なものであれば負債の累積ということで農民も仲介業者も耐えることができたが、長期的なものになると土地を失う農民が増加してくる。世界恐慌後の1930年代に土地を失う農民が続出し重大な社会問題となったが、これはこのような形で農村内部での信用が膨張していたことを意味している(注3)。

土地を失った農民は未開墾地が残されているかぎりそこに土地を求めて移動していった。しかし、利用しうる未開墾地が減少しはじめると農民は小作人の地位に転落せざるえない。その意味で1950年代後半におけるトウモロコシの輸出生産の発展は米作フロンティアの消滅によって小作人の数が増加しはじめていた中部米作地帯の危機を救うものであった。しかし、トウモロコシ生産は米作と異なり、100%換金されるものであることを考え

第13表 生産物の販売先 (%)

商人種類 土地所有規模 (ライ)	サラブリー商人	地場商人	近隣村商人	トックカーウ ポ ー ト	
1 ~ 10	—	51.93	17.87	30.20	100
11 ~ 20	7.15	23.37	38.02	31.46	100
21 ~ 30	21.93	36.16	17.61	24.30	100
31 ~ 50	13.66	35.53	48.19	2.62	100
平均	10.25	34.01	34.44	21.30	100

(出所) Uthit Naksawat, *Raigān phonvichai kāmphlit khāuphōt khong kasikon nai tambon thapkuāng canwat Saraburi*, 1962.

れば、トウモロコシ輸出生産への特化は米作の場合と比較にならないほど、価格や豊凶に対する弱点を持っているといえよう。

ところで、仲介業者が生産農民に融資する場合、元利を一定量の収穫物によって返済させるという形態がしばしばみられる。仲介業者からすれば、農産物による返済はその生産物の価格を低く評価するという二重の利点があり、農民の側にも農産物の価格が不安定な場合には価格の下落の影響を避けるため、これを受け入れようとする気は十分ある。しかし、何よりも売手の立場が弱いために農産物の引渡しを約束するケースが多い。メナムデルタの米作地帯ではこの形態の融資をトックカーウ(米釣り)と呼んでいるが(註4)、ウティット教授の調査では負債農家の約4割がこの形態による借入れを行っていた(註5)。融資の対象がトウモロコシの場合は同様にトックカーウポート(トウモロコシ釣り)と呼ばれサラブリー県タップクアーン村では負債農家の半ば以上がこの形態による借入れを行なっている(註6)。しかし、トックカーウポートによる収穫物の集荷は、近隣村や県庁所在地の商人の買付けによってしだいに困難になりつつある。

第13表によるとトックカーウポートによる集荷は平均で全体の21%を占めているが、土地所有規模が大きくなるに従って減少し、31~50ライの階層ではわずか2.62%を占めるにすぎない。このように全体としてトックカーウポートによるトウモロコシの集荷が減少しているのは、他地域から流入してくる商人が高い価格で買いつけるためである。

ノンパイ郡の調査農家でも同様な傾向がみられた。第14表、第15表はトウモロコシおよび米の販売先とその理由について調べたものである。

これによると、価格や商人から与えられる便宜(車を持って圃場まで買取りにくするなど)によって生産物を処分するケースが多く、借金のために売り渡すケースは少ない。借金の場合は、返済は収穫

第14表 トウモロコシの販売先とその理由 (単位: 戸)

理由	販売先 不特定 商人	特定 商人	協同 組合	地場 商人	計
借	2	2	2	2	8
値	13	1		3	17
段	7			6	13
が	3				3
良		1			1
い			1		1
である					
便					
利					
である					
金					
が早く欲しい					
信頼できる					
組合員であるから					
計	25	4	3	11	43

(出所) ペッチャブーン県の調査より。

第15表 米の販売先とその理由 (単位: 戸)

理由	販売先	不特定商人	地場商人	精米所	計
借値段が金 便利である 金が早く欲しい その他、不明		14 5 3	1 4 1	1 5 3 2	1 20 12 3 3
計		22	6	11	39

(出所) ペッチャブーン県の調査より。

物で行なうが、その場合も収穫物引渡し日の時価で計算されるのがトックカーウポートと異なる点である。特に米の販売においてもトックカーウの現象がみられないことは注目すべきである。

このように、トックカーウポートやトックカーウがこれらの地帯でしだいにすたれてきているのはなぜであろうか。この理由としては、

(1) まず、トウモロコシに対する外国からの需要がきわめて強く、輸出業者が引渡し不能(non-delivery)を恐れて買い集めるといった状態が続いたため売手の立場が著しく強まった。同時に価格が比較的安定していたために、農民は一定量の収穫物で返済するという価格下落に対する危険回避を行なう必要がなくなった。

(2) トウモロコシ地帯は米作地帯にくらべて村落の歴史が浅く仲介業者の個々の農民に対する支配関係が固定化していない。

(3) トウモロコシは農家の圃場で脱穀され米のように精米所を経由しない。そのため輸出価格を直接庭先価格と関連づけることができる。トウモロコシ農民は米作農民とは比較にならないほど貨幣経済にまき込まれており、価格に対してはきわめて敏感である、

といったことがあげられよう。

しかし、とって仲介業者の支配力が全くなくなってしまったわけではけっしてない。カセサー

ト大学のサワンカローク農協の調査報告書(注7)によると、トックカーウポートはみられなくなったが、トックグーン(金釣り)という形態が生まれたという。商人は収穫物での返済は時価で換算するし、その価格も押えるような気配は全くみせないが、その店の商品を掛売りするときこれまで以上に高い値をつけたり、はかりをごまかしたりするという。金を餌にしてトウモロコシを釣ることができなくなったために、金を餌にして“グーン”(金)を釣ろうというわけである。

要するに、仲介業者の支配形態がトウモロコシ栽培地帯という貨幣経済の著しく浸透している地帯では、これまでと異なった形をとって現われてきたということができる。

(注1) このような状態では制度金融は二重の意味ではいっていき余地はない。まず農民の経済状態を熟知するという点で制度金融は仲介業者の敵ではない。また、貸付金に対する担保を必要とするので、貧農に対する貸付はできない。

(注2) タイの農村調査報告書では、農民の負債が増大していることが強調され問題にされている。しかし、このような逆転した型が一般的であることを考えれば、所得水準が上昇していくにつれて農家の負債が増加していくことはむしろ当然であろう。

(注3) 世界恐慌後土地を失う農民が続出し社会不安が増大したので、土地の権利を保護する一方、政府は林野の開墾を国の政策として取り上げ、国有地の開墾のためにいろいろの入植地を作った。

(注4) タイ語で魚を釣ることを“トックブラー”という。“トック”は「釣る」で“ブラー”が「魚」である。融資して収穫物での返済を求めるといった金は餌にして“カーウ”「米」を釣ることである。

(注5) Uthit Naksawat, *Phāwa nīsin khong chāunā lae kankhā khāu nai phāk klāng prathetthai*, 1958.

(注6) Uthit Naksawat, *Raigān phonvichai kānpħlit khāupħot khong kasikon nai tambon thapkuāng carwat Saraburi*, 1962.

100 パーツ借りるとトウモロコシ15~20タン(1タン

は20リットルで約15キログラム)を返済しなければならない。これは150~200パーツに相当する。

この報告によると「トックカーウポートによる貸付は担保なしで貸すため相手を信頼しなければならない。トウモロコシの収穫が終わると直ちに圃場へかけつけなければならない。しかし、ちょっとでも遅れると農民はいそいで売り払ってしまい貸金が回収できない」という。

(注7) Kasetsart University, *Raigān phonvichai rawāng phāwa kāmhlit khong kasikon nai saha-konnikomkasikon amphw̄ sawankhalōk carwat Sukhōthai 1962*, p. 9.

VII 要 約

タイにおけるトウモロコシ生産は、これまで考えられていた以上に特定地域に集中して行なわれている。これらトウモロコシ生産を促進した要因については、これまで種々論じられてきたが、本論では特にその中で土地、労働、資本という生産要素がトウモロコシの生産地を成立せしめた役割について考察した。

労働力の面では主として米作地帯における若干の余剰労働力が流出し、まだ未利用のまま放置されていた広大な林野と自由に土地を取得できるような土地制度が、トウモロコシの栽培を促進したことを知った。

富農や商人層もトウモロコシ栽培に進出したが、かれらは資本の供給者であると同時に農民の新奇な商品に対する欲望を現実化させる役割も果たした。これは農村内部の信用を膨張させることであった。輸出生産の発展は常に価格低下と凶作という二つの危機を内在させたまま進んでゆかざるをえない運命を負わされている。

米作農民は米の輸出プレミアムによって米価を低く押えられているが、トウモロコシの国際価格は直接圃場価格に影響を与える。これがトウモロ

コシの栽培を米にくらべて有利にした理由の一つであるが、国内米価が安かったことは、生産物のすべてを販売し生活手段(米を含めて)を購入するトウモロコシ農民にとって二重の利点であった。その意味でトウモロコシ生産は米作農民の犠牲のもとに発展したといえるかもしれない。しかし、一方トウモロコシ生産の発展は、人口増加やすでに述べた理由によって米作地帯に累積した危機を救った、あるいは危機の到来を引き延ばしたともいえる。

価格の下落と凶作という二つの基本的な危機のほかに、トウモロコシの連作による土壌の肥沃度の低下が現実的な問題としてさしせまっている。トラクターの導入はトウモロコシ生産を発展させたが、一方では自然のサイクルを破壊し農地からの収奪を早めていった。この問題を解決するために休閑地やローテーションの導入が叫ばれている。しかし、休閑地はともかく、ローテーションの導入のためにはそこに栽培する作物の市場を確保する問題が解決されねばならない。

これまでタイ国は輸出生産への特化によって国の経済を発展させてきた。これから先は新たな輸出品を求めるほかに、こうした国内市場を拡大する地道な努力を積み重ねなければならないであろう。

(動向分析部)